

## 社会福祉法人あじろぎ会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじろぎ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、以下の通りとする。

(1) 理事 報酬は以下のとおりとする。

①常勤理事：理事報酬は支払わないものとする。

②非常勤理事：理事会への出席1回につき10,000円を支払うものとする。尚、WEB・テレビ会議方式による参加も出席として支給する。

但し、利害関係を有する非常勤理事には支払わないものとする。

(2) 監事 報酬は以下のとおりとする。

①理事会への出席1回につき10,000円を支払うものとする。

②監査の実施に伴い監事報酬として1回当たり100,000円とする。

監査報告書提出の当月末に振込にて支払うものとする。

(3) 評議員 報酬は支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償は、出席1日につき5,000円とし、理事会、評議員会開催日に現金で支給する。

(2) 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費支給規則に準じ、その実費相当額を別途支払うことが出来る

### (改廃)

第4条 本規定は評議員会の議決を経て、改廃することが出来る

付 則

1. この規程は、平成 29 年 6 月 13 日より施行する。
2. 第 3 条の一部を変更する。(平成 29 年 6 月 28 日)
3. 第 2 条及び第 3 条の一部を変更する (令和元年 6 月 24 日)
4. 第 2 条の一部を変更する (令和 3 年 6 月 28 日)